

## 2013年度 島根大学法政研究会実施報告

### 島根大学法政研究会事務局

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野および法務研究科の教員、ならびに人文社会科学研究科法経専攻法政コースの大学院生・研究生を主な参加者として、年5～6回のペースで開催されている。2013年度の活動報告は以下のとおりである。

なお、報告要旨は、報告者自身が作成したものを中心として掲載しているが、事務局の責任で多少の改変をくわえたものがあることをお断りしておく。

(法政研究会事務局・田坂 晶)

第1回 2013年10月16日

長谷川 一年

「イスラームのヴェールをめぐる」

#### 【報告要旨】

1989年のいわゆる「ヴェール事件」以来、公的領域における宗教的シンボルの取り扱いをめぐる、フランスでは国論を二分する論争が繰り返されられた。近年フランス政府はヴェール禁止法（2004年）とブルカ禁止法（2011年）を成立させ、さしあたり「共和主義」の面目を維持したかに見える。しかしそれは国是である「ライシテ」の貫徹なのか、それともレイシズムと女性差別の発露を意味するのか。本報告ではヴェール着用に関するいくつかの解釈を取り上げつつ、この間の消息を検討した。

出席者 6名

〔教員〕 江瀨武彦、居石正和、嘉村雄司、谷口智紀、黒澤修一郎、田坂晶

第2回 2013年11月11日

ライナー・ピチャース（ドイツ・シュパイヤー行政大学名誉教授）

〔河川管理の現状と行政の課題〕

### 【報告要旨】

洪水から発生する災害を防止することは、国・地方公共団体の大変重要な課題である。この点、積極的に進められている島根県斐伊川の洪水抑制のための施策について、ライナー・ピチャース教授（ドイツ・シュパイヤー行政大学）から、調査分析した内容について報告して頂いた。ドイツでは、2013年にも広い範囲で洪水が発生したが、洪水に対する施策として、2009年にリスクマネジメントの考え方を導入する法制度改正が行われた。こうした視点から行われた日本の洪水抑制行政の分析検討は大変興味深いものであった。

なお、参加して頂いた方から積極的なご質問などをいただき、教授からもお話をする機会を頂いたことにお礼を頂いている。

出席者：学生多数

第3回 2013年11月27日

居石 正和

〔治安裁判所出張所史料から見えてくるもの〕

### 【報告要旨】

明治二一（一八八八）年勅令第六四号により、治安裁判所出張所が各地に設置される。治安裁判所（後の区裁判所）は、現在の簡易裁判所に相当するもので、この勅令は、現在よりもさらに細やかな法的サービス網を地域の人々に提供

するものといえる。中山間地の町村有力者は、治安裁判所出張所設置を求めて運動を展開していく。

今回の報告では、今市治安裁判所掛合出張所を通してこの時期の裁判実務近代化の様相を明らかにするとともに、地域の有力者が出張所設置を求める背景を検討した。

出席者 7名

[教員] 磯村篤範、江溯武彦、長谷川一年、永松正則、谷口智紀、  
黒澤修一郎、田坂晶